

2文科施第133号
令和2年7月7日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人の長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた地方公共団体の長
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長
山崎 雅 男

(印影印刷)

文部科学省総合教育政策局長
浅田 和 伸

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長
丸山 洋 司

(印影印刷)

文部科学省高等教育局長
伯井 美 徳

(印影印刷)

令和2年7月豪雨における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等
について（通知）

令和2年7月豪雨に被災した児童生徒等の就学の機会を確保する等の観点から、当該

児童生徒等に係る事務の取扱い等に当たり、下記の事項について十分御留意いただくようお願いいたします。各都道府県・指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校（高等課程を置く専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、都道府県知事におかれては所轄の学校法人及び私立学校に対し、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれては附属学校に対し、小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては認可した学校設置会社及び学校に対し、厚生労働省社会・援護局長におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対し、本通知の趣旨について十分御周知いただくとともに、必要な指導・支援をお願いします。

加えて、令和 2 年 7 月豪雨により被害が発生した学校及び学校設置者については、被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等に関する下記の事項を参考に、災害対応を実施するようお願いいたします。

記

1. 被災した児童生徒等の公立学校及び私立学校への受入れについて

被災した児童生徒等から域内の公立学校への受入れの希望があった場合には、可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに受け入れることが望ましいこと。また、域内の私立学校への受入れの希望があった場合には、各学校の状況に応じて、可能な限り受入れに努めることが望まれること。

なお、高等学校等については、収容定員を超えた受入れについても、特段の配慮をすること。また、来年度入学者選抜の実施に当たっても必要な配慮をすること。

また、私立学校に対して補助を行っている都道府県私立学校主管部課においては、その配分の際、被災した児童生徒等の転出入に伴う在学者数の増減と定員の関係について、弾力的に取り扱うことが望まれること。

2. 教科書の取扱いについて

被災した義務教育諸学校の児童生徒が転入学した場合には、通常必要となる教科用図書給与証明書がなくとも、必要な令和 2 年度使用教科書を無償給与できるとし、転入学前の学校で給与された教科書についても、喪失・損傷している場合には、当該教科書分を併せて無償給与して差し支えないこと。

また、域内に災害救助法適用地域がある都道府県教育委員会及び都道府県私立学校主管部課においては、喪失・損傷した教科書の再給与にかかる費用について国庫負担がなされるので、都道府県教育委員会及び都道府県私立学校主管部課間で連携を取りつつ、教科書・一般書籍供給会社等とも連携し、速やかに対応すること。

3. 高等学校、特別支援学校等及び私立学校における授業料等の取扱いについて

今回の令和 2 年 7 月豪雨により、児童生徒等の学資を負担している者が災害を受け、入学料、授業料、受講料、寄宿舎使用料等の納付が困難な者（被災に伴う転入

学者等を含む。) に対しては、教育委員会においては、各地方公共団体における高等学校及び特別支援学校等の授業料等の免除及び減額に関する制度等も踏まえて、配慮すること。また、都道府県私立学校主管部課においては、私立学校の行う授業料等の減免に関し、適切な支援を行うことが望まれること。

4. 就学援助等について

被災により就学援助等を必要とする児童生徒等に対しては、その認定及び学用品費、学校給食費等の支給について、通常の手続きによることが困難と認められる場合においても、可能な限り速やかに弾力的な対応を行うこと。なお、必要に応じて、国立学校及び私立学校に通う者についても上記に準じて取り扱うこと。

5. 高校生等への修学支援について

高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金については、被災した高校生等の状況に応じ、申請期間を延長するなど被災者に配慮した柔軟な対応を行うこと。

また、被災により年度の中途において家計が急変した高校生等に対し、①公立高等学校等に在学する高校生等については、文部科学省が実施する高等学校等修学支援事業費補助金（家計急変世帯への支援）、②私立高等学校等に在学する高校生等については、同じく私立高等学校等経常費助成費補助金も活用した授業料減免措置等に加え、③令和2年度から新たに家計の急変に対応している高校生等奨学給付金も活用し、必要な支援を行うこと。

被災により奨学金を必要とする高校生等に対しては、可能な限り速やかに弾力的な対応を行うこと。

更に、卒業年次の高校生等については、進路指導に際し、高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金）や日本学生支援機構貸与型の貸与型奨学金等、大学等への進学に際して利用できる経済的支援についても周知を行うこと。なお、被災等により家計が急変した学生等については、急変後の所得により支援対象者を判定し、速やかに支援を開始できる仕組みを導入しており、大学等への進学後の在学採用で対応している旨も、あわせて周知すること。

6. 補充のための授業等について

被災した児童生徒が在籍する学校においては、当該児童生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じるような場合には、可能な限り、補充のための授業の実施や、ICTによるオンライン学習の活用その他必要な措置を講じるなど配慮すること。

その際、例えば、時間割編成の工夫、長期休業期間の短縮、土曜日の活用、学校行事の重点化や準備時間の縮減等が考えられること。

その場合においては、教職員の勤務日及び勤務時間について、各地方公共団体の条例等にのっとり、適切に振替を行った上で、補習等のための指導員等派遣事業や教員加配の活用等も含め、教員の業務負担軽減に御配慮いただくこと。

なお、上記のとおり各種の取組を行う場合においては、「新型コロナウイルス感

感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン及び新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の『学びの保障』総合対策パッケージについて」（令和2年6月5日付け文部科学事務次官通知）等も参照すること。

7. 課程の修了の認定等について

被災した児童生徒が在籍する学校においては、当該児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たっては、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないように配慮すること。

なお、被害を受けた地域等の小学校及び中学校等においては、「平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査の結果及び平成31年度以降の教育課程の編成・実施について」（平成31年3月29日付け30文科初第1797号）においても示したとおり、災害等の不測の事態により学校教育法施行規則等に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされないこと。

また、被害を受けた地域等の高等学校等においても、授業時数の取扱いについて、小学校及び中学校等と同様に御配慮いただくこと。

8. 心のケアを含む健康相談等の充実について

被災した児童生徒等を受け入れた学校において臨時健康診断の実施や、心のケアを含む健康相談、教育委員会においてはスクールカウンセラーの派遣を行うなどして、児童生徒等の心の健康問題に適切に取り組むよう配慮すること。

また、被災地域の学校が再開されたときにも、同様の対応がとられるよう配慮するとともに、被災地域以外の学校においても、児童生徒等の心の健康問題に適切に対応するよう配慮すること。

9. 学校給食について

学校給食は被災した児童生徒等が日常の学校生活を取り戻すためにも大切であり、学校給食調理場が被災している場合には、近隣の学校給食調理場からの配食や簡易給食等も含め、地域の実情に応じて広域的な観点からバックアップ方策を検討いただきたいこと。

また、被災した児童生徒等を受け入れている場合及び自校以外の被災した学校に学校給食を提供する場合においては、食物アレルギー等を有する児童生徒等について十分留意の上対応すること。

さらに、被災した児童生徒等の学校給食費について、必要に応じ、猶予措置等の特段の配慮をいただきたいこと。

10. 断水や停電時の対応について

地域が断水や停電になった場合は、防災担当部局等と調整して対応すること。

断水の場合は給水車や仮設トイレの手配などについて、また停電の場合は非常用発電機の確保や燃料の補給、電源車の手配などについて、状況に応じ検討すること。

11. 学校を再開する際の留意点について

学校の再開に当たっては、校舎や屋内運動場等の学校施設等における安全性を確認するとともに、がれきや破片等の除去や立ち入り禁止の措置など当面必要となる応急復旧等を行い、児童生徒等の安全に万全を期すこと。

従来の学校施設等ではなく周辺の公共施設等を間借りして授業を再開する場合は、学校再開に当たっての学校施設等の安全性の確保と同様、必要な安全性の確保に努めること。

また、道路の損壊等の危険個所を把握し、必要に応じて通学路の変更を検討すること。視覚や聴覚に障害のある児童生徒等に対する確実な情報伝達等の対応も含め、児童生徒等の安全確保について十分配慮すること。

さらに、学校環境衛生基準（平成 21 年文部科学省告示第 60 号）及び学校給食衛生管理基準（平成 21 年文部科学省告示第 64 号）に基づき、日常の学校環境衛生管理及び学校給食衛生管理に努めるほか、臨時の衛生検査を行うなど、被災した学校等の適切な衛生状態が確保されるよう配慮すること。その際、特に浸水等の被害のあった地域において、教室等が汚れや破損等の被害を受けたときは、不衛生になりやすく感染症の発生のおそれがあることから、「学校環境衛生管理マニュアル」（平成 30 年度改訂版）の臨時検査の項目も参考にして、消毒等の措置を適切に行うこと。

加えて、学校給食を再開するに当たっては、施設設備の洗浄及び消毒の徹底に努めるなど、衛生管理に留意するとともに、調理従事者の健康管理にも留意すること。特に、被害のあった施設、炊き出しへの協力などのため調理従事者以外が使用した施設においては、十分留意すること。

なお、学校教育活動の早期再開に向けては、適切な教育環境を確保するため、避難所が開設されている学校では避難所エリアと教育活動エリア及びその動線について区分することや、災害廃棄物等が教育活動再開への支障とならないようにすること等、関係部局と調整すること。

12. 学校における避難所運営の協力に関する留意事項について

域内の公立学校が避難所となっている教育委員会におかれては、避難所運営等について防災担当部局等と調整を行うとともに、「大規模災害時の学校における避難所運営の協力に関する留意事項について（通知）」（平成 29 年 1 月 20 日付け 28 文科初第 1353 号）及び「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について（周知）」（令和 2 年 6 月 24 日付け事務連絡）を参照し、所管の学校又は域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、必要な指導、助言又は援助を行うこと。

都道府県私立学校主管部課及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体担当課におかれては、域内の私立学校が市区町村により避難所として指定されているか否かにかかわらず、学校に地域住民や帰宅困難者が避難してくることも想定されるため、上記通知も参考としながら、取組の充実に努めることが望ましいこと。

13. 高校生等の就職支援について

被災した生徒の就職採用選考が近日中に予定されている学校においては、被災した生徒の個別の事情を十分に勘案し、企業等に連絡をとり、選考の日程等について調整するなど生徒に不利益が生じないような対応を行うこと。その際、企業等の対応で不都合が生じた場合には、ハローワーク等に相談するなど必要な対応を行うこと。

《関連 URL 等》

- 平成 30 年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査の結果及び平成 31 年度以降の教育課程の編成・実施について（平成 31 年 3 月 29 日付け 30 文科初第 1797 号）

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1415315.htm



- 「学校の危機管理マニュアル作成の手引」の作成について

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870.htm



- 学校環境衛生基準

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1353625.htm



- 学校給食衛生管理基準の施行について（平成 21 年 4 月 1 日付け 21 文科ス第 6010 号）
https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11373293/www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1283821.htm



- 学校環境衛生管理マニュアル 「学校環境衛生基準」の理論と実践 [平成 30 年度改訂版]
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1292482.htm



- 「大規模災害時の学校における避難所運営の協力に関する留意事項について（通知）」
（平成 29 年 1 月 20 日付け 28 文科初第 1353 号）
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/other/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/07/30/1407232_22.pdf （※PDF2 頁目以降）



【本件連絡先】

（全体に関すること）

- 文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付防災推進係
（電話）03-6734-2235 （FAX）03-6734-3689

（1（公立学校）に関すること）

<幼稚園>

- 初等中等教育局幼児教育課企画係
（電話）03-6734-3136 （FAX）03-6734-3736

<義務教育諸学校>

- 初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室義務教育改革係
（電話）03-6734-2007 （FAX）03-6734-3731

<高等学校（収容定員に関すること）>

- 初等中等教育局参事官（高等学校担当）高校教育改革係
（電話）03-6734-3482 （FAX）03-6734-3727

<高等学校（入学者選抜に関すること）>

- 初等中等教育局児童生徒課指導調査係
（電話）03-6734-3297 （FAX）03-6734-3735

（1（私立学校），11（私立学校）に関すること）

- 高等教育局私学部私学行政課法規・企画係
（電話）03-6734-2527 （FAX）03-6734-3395

（2に関すること）

- 初等中等教育局教科書課無償給与係
（電話）03-6734-2411 （FAX）03-6734-3739

（3に関すること）

<高等学校>

- 初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム企画係
（電話）03-6734-3578 （FAX）03-6734-3177

<特別支援学校>

- 初等中等教育局特別支援教育課企画調査係
（電話）03-6734-3193 （FAX）03-6734-3737

（4（就学援助（学用品費等））に関すること）

- 初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム就学支援係
（電話）03-6734-4671 （FAX）03-6734-3177

（4（修学援助（学校給食費及び医療費））に関すること）

- 初等中等教育局健康教育・食育課庶務・助成係
（電話）03-6734-2693 （FAX）03-6734-3794

（4（特別支援教育就学奨励費）に関すること）

- 初等中等教育局特別支援教育課庶務係
（電話）03-6734-2430 （FAX）03-6734-3737

（5（高等学校等就学支援金）に関すること）

- 初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム企画係
（電話）03-6734-3578 （FAX）03-6734-3177

（5（高校生等奨学給付金）に関すること）

- 初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム高校奨学金係
（電話）03-6734-3170 （FAX）03-6734-3177

（5（高等学校等修学支援事業費補助金（家計急変世帯への支援））に関すること）

※私立高等学校等経常費助成金補助金の対象者は除く

- 初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム高校修学第二係
（電話）03-6734-3567 （FAX）03-6734-3177

- (5 (大学等への進学に際して利用できる経済的支援) に関すること)
- ※高等教育の修学支援新制度について
- 高等教育局学生・留学生課高等教育修学支援室
(電話) 03-5253-4111 (内線 3956) (FAX) 03-6734-3391
- ※日本学生支援機構の貸与型奨学金等について
- 高等教育局学生・留学生課奨学事業係
(電話) 03-6734-3051 (FAX) 03-6734-3391
- (3 (私立学校), 5 (私立高等学校等の家計が急変した生徒等の支援) に関すること)
- 高等教育局私学部私学助成課助成第四係
(電話) 03-6734-2547 (FAX) 03-6734-3396
- (6 に関すること)
- 初等中等教育局教育課程課教育課程企画室企画係
(電話) 03-6734-2368 (FAX) 03-6734-3734
- (6 (公立学校の補習等のための指導員等派遣事業) に関すること)
- 初等中等教育局財務課校務調整係
(電話) 03-6734-3704 (FAX) 03-6734-3733
- (6 (公立学校の教員の加配) に関すること)
- 初等中等教育局財務課定数企画係
(電話) 03-6734-2038 (FAX) 03-6734-2566
- (7 に関すること)
- 初等中等教育局教育課程課教育課程企画室企画係
(電話) 03-6734-2368 (FAX) 03-6734-3734
- (8 (健康診断、健康相談等) に関すること)
- 初等中等教育局健康教育・食育課保健指導係
(電話) 03-6734-2918 (FAX) 03-6734-3794
- (8 (スクールカウンセラー等) に関すること)
- 初等中等教育局児童生徒課生徒指導室生徒指導第二係
(電話) 03-6734-3299 (FAX) 03-6734-3735
- (9 に関すること)
- 初等中等教育局健康教育・食育課学校給食係
(電話) 03-6734-2694 (FAX) 03-6734-3794
- (10 に関すること)
- 大臣官房文教施設企画・防災部参事官 (施設防災担当) 付施設防災企画係
(電話) 03-6734-3184 (FAX) 03-6734-3689
- 大臣官房文教施設企画・防災部参事官 (施設防災担当) 付電気係
(電話) 03-6734-2325 (FAX) 03-6734-3695
- (11 (学校施設) に関すること)
- 大臣官房文教施設企画・防災部参事官 (施設防災担当) 付防災推進係
(電話) 03-6734-2235 (FAX) 03-6734-3689

(1 1 (災害復旧) に関すること)

<公立学校>

- 大臣官房文教施設企画・防災部参事官(施設防災担当)付災害復旧係
(電話) 03-6734-3036 (FAX) 03-6734-3689

<国立学校>

- 大臣官房文教施設企画・防災部計画課施設安全係
(電話) 03-6734-4667 (FAX) 03-6734-3692

<私立学校>

- 高等教育局私学部私学助成課助成第二係
(電話) 03-6734-2774 (FAX) 03-6734-3396

(1 1 (通学路等) に関すること)

- 総合教育政策局男女共同参画共同社会学習・安全課安全教育推進室防災教育係
(電話) 03-6734-2670 (FAX) 03-6734-3719

(1 1 (学校環境衛生) に関すること)

- 初等中等教育局健康教育・食育課保健管理係
(電話) 03-6734-2976 (FAX) 03-6734-3794

(1 1 (学校給食の再開) に関すること)

- 初等中等教育局健康教育・食育課学校給食係
(電話) 03-6734-2694 (FAX) 03-6734-3794

(1 2 (公立学校) に関すること)

- 初等中等教育局初等中等教育企画課地方教育行政係
(電話) 03-6734-4676 (FAX) 03-6734-3731
- 初等中等教育局初等中等教育企画課教育公務員係
(電話) 03-6734-2588 (FAX) 03-6734-3733
- 総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室防災教育係
(電話) 03-6734-2670 (FAX) 03-6734-3719

(1 2 (私立学校) に関すること)

- 高等教育局私学部私学行政課法規・企画係
(電話) 03-6734-2527 (FAX) 03-6734-3395

(1 3 に関すること)

- 初等中等教育局児童生徒課キャリア教育推進係
(電話) 03-6734-4728 (FAX) 03-6734-3735

(6, 7, 8, 1 1, 1 3のうち専修学校高等課程に関すること)

- 総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室専修学校第一係
(電話) 03-6734-2915 (FAX) 03-6734-3715

災害に関する支援制度について

項目		支援制度の概要	担当（電話番号）
災害復旧	学校施設	<p>国立学校：定額補助10/10 公立学校：補助率2/3（離島4/5） ※激甚災害の対象となった場合は、国庫負担率を引き上げ（地方交付税措置により実質的な地方負担は1.7%以下） 私立学校：激甚災害（局激）2/5、激甚災害（本激）1/2 ※私立の幼保連携型認定こども園及び特定私立幼稚園について、激甚災害（本激）に指定された場合には、被害状況に応じて7/12の国庫補助 ※公私立学校の教材・教具・校具等についても、学校施設と同様に措置</p>	<p>【国立学校関係】 大臣官房文教施設企画・防災部計画課（03-6734-4667） 【私立学校関係】 大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付（03-6734-3036） 【私立学校関係】 高等教育局私学部私学助成課（03-6734-2774）</p>
教科書		<p>災害救助法適用地域における同法による無償給与（義務教育諸学校において転入学を伴う場合には、義務教育教科書購入費による無償給与） ※上記適用地域外でも、経済的に購入が困難な世帯には教科書発行者の厚意により無償給与 文部科学省作成外国語教材（小学校・中学校）について無償配布</p>	<p>【教科書について】 初等中等教育局教科書課（03-6734-2411） 【文部科学省作成外国語教材（小学校・中学校）について】 初等中等教育局情報教育・外国語教育課外国語教育推進室（03-6734-3787）</p>
就学支援等		<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園：災害の有無を問わず、利用料は無償 小・中学校：要保護児童生徒への就学援助事業（学用品費、通学費、学校給食費、医療費等）（補助率：1/2以内） 高等学校等：授業料減免事業（家計急変）（補助率：1/2以内）、高校生等奨学給付金（家計急変）（補助率：1/3以内） 特別支援学校等：就学奨励事業（学用品費、通学費等）（1/2国庫補助） 専修学校・各種学校：都道府県等において行う授業料等減免事業 激甚災害の場合 小・中学校：へき地児童生徒援助費等補助金（激甚災害に伴う通学費）（補助率1/2以内） 	<p>【幼稚園について】 初等中等教育局幼児教育課（03-6734-3136） 【就学援助、国立高等学校等の授業料減免等、高校生等奨学給付金等】 初等中等教育局修学支援PT（03-6734-3578） 【私立高等学校等の授業料減免】 高等教育局私学部私学助成課（03-6734-2547） 【特別支援教育就学奨励費】 初等中等教育局特別支援教育課（03-6734-2430） 【へき地児童生徒援助費等補助金】 初等中等教育局財務課庶務・助成係（03-6734-2027）</p>
心のケア・学習支援等	教職員加配	<p>義務教育費国庫負担金：1/3国庫負担（裏負担は地方交付税措置） ※義務的経費</p>	初等中等教育局財務課定数企画係(03-6734-2038)
	スクールカウンセラー	1/3国庫補助（裏負担は地方交付税措置）	初等中等教育局児童生徒課生徒指導第二係(03-6734-3299)
	学習指導員等	補習等のための指導員等派遣事業：1/3国庫補助（裏負担は地方交付税措置）	初等中等教育局財務課校務調整係(03-6734-3704)